〈資料〉

寺 脇 隆 夫

はじめに ― 凡例を兼ねて

ここに掲載する史資料は、本誌39~41号の〈論文〉「身体障害者福祉法(1949.12)の立案過程の検討」の関係資料である。収録資料タイトルは、以下の目次に示したが、1949年12月に成立・公布された身体障害者福祉法の立案過程で登場したもので、いずれも木村文書中に含まれる関係文書や関係法案である。

これらの史資料は、身体障害者福祉法の制定・立案過程を検討する上で、最も基本的な一次資料であるが、ごく一部を除きその存在さえ知られておらず、公表・公開されたことはない。

中でも、立案過程で準備された法案は12点ほどあるが、①案、③案、⑥案は全文掲載(40号)、また、⑦案(「逐条理由」)は全文掲載、⑧案~⑪案の4点は抄録で掲載(以上は本号)したが、その他(②案、④案、⑤案)は省略せざるを得なかった。なお、①案から②案までの各法案の条項ごとの修正・変化過程が外観できるように、編者作成の「立案過程に登場した各法案の変化状況一覧」を資料13として掲載(40号)してある。

また、各資料の冒頭に、資料形態などの〈編者註〉およびご〈簡単な〈小解題〉を添付した。ただし、それらの全体的な意義や位置付けなどの詳細は、 $39 \sim 41$ 号の〈論文〉を参照されたい。

掲載にあたっては、資料原本が1948 ~ 49年当時のもので、縦書きで旧字が使われているため、横書きで新字に換えたほかは、以下の諸点を除き原文通りを原則とする校訂を行なっている。

原本が謄写印刷などであるため、筆耕者などによる表記の不統一(漢字と仮名の使い分け、仮名遣いの乱れなど)や変体仮名・略字・当字(借用)と明らかな誤用・誤字などもある。これらは、編者の責任で表記を一般的な文字に換え、同一資料内で最低限の統一をするとともに、明らかな誤りは訂正した。

キーワード 身体障害者福祉法、傷痍者福祉法、身体障害者保護更生法、 傷痍者保護更生法、木村文書

目 次

- 資料1 傷痍者保護更生対策要綱案/厚生省社会局 1948.7頃
- 資料2 傷痍者保護更生対策案 1948.8頃
- 資料3 身体障害者保護法案/参議院法制局 1948.10.30
- 資料4 身体障害者福祉法案/参議院法制局 1948.11.11 抄
- 資料 5 傷痍者の保護更生に関する法律案内容としての各方面の要望事項 1948.12

資料 6 傷痍者の保護更生に関する法律案/社会局更生課試案「要綱 a] 1948.12

資料7 傷痍者の保護更生に関する法律案について推准委員会各委員より提案あった事項 1949 1 10

資料8 推進委員会各委員の法案への意見(3人分を抄) 1949.1

資料 9 傷痍者の保護並びに更生に関する法律案要綱「要綱 b 〕 1949.1or2

(以上は39号、以下は40号)

資料10 身体障害者保護更生法案(試案)/(更生課)〔①案〕 1949.2

資料11 身体障害者福祉法案〔③案〕 1949.3

資料12 身体障害者福祉法案/社会局(1949.8.1 第六次)[⑥案]

資料13 立案過程に登場した各法案(①案~迎案)の変化状況一覧

(以上は40号、以下は本号)

資料14 昭和二十四年九月/身体障害者福祉法逐条理由 附・該当法案(⑦案)の関係条文

資料15 身体障害者福祉法案〔⑧案~①案〕 1949.9~11 抄

資料14 昭和二十四年九月/身体障害者福祉法逐条理由 附・該当法案(⑦案)の関係条文

「編者注〕

原本の資料形態は、謄写印刷·B5判・縦書・本文44頁・表紙あり(目次なし)である。 目付は「昭和二十四年九月」で、その内容から⑦案の逐条ごとの理由を記したもので、 いわゆる逐条説明にあたる。ただし、四十二条以下については省略されている。

なお、資料には法案そのものの条文の記載がない。そのため、一般の逐条説明にな らって、それぞれの条項冒頭に該当する法案(⑦案)の関係条文を〔 〕内に補って ある。あわせて、省略された部分(42~52条)の条文についても、【参考】として⑦案 のそれを掲載してある。

「小解題〕

本資料は、そのタイトルに「……逐条理由」と題された資料である。一般に、国会提案 時に作成される「……逐条説明」とは異なっている。

恐らく、⑦案が作成された8~9月段階では、ほぼこれで閣議決定→国会提案という想 定で、この資料を作成したと思われる。しかし、その後、財政状況やシャウプ勧告などで、 政府提案は断念となる。結果、名称も変更、作成主体の記載もなしに、印刷されたものだ ろう。

しかし、各条項ごとに付せられた「理由」は、ほぼ完成に近づいた身体障害者福祉法案 についての、立法当事者の見解を示す詳細な内容となっており、参考となる。

なお、49年11月には「……逐条説明」と題された同様の資料が作成されている。これに も作成主体の記載はない。ただし、この場合は10月に議員提案となることが確定していた から、その点での配慮だったかも知れない。ちなみに、国会審議では社会局の幹部が、提 案者に代わって答弁しており、その際などに用いられたようである。

さらに、50年2月の施行準備期にも、「……逐条解説 | と題する同様な資料が「社会局 | の名で作成されている。結局、同じ類の資料が3点も存在することになる。時期が異なる 以上、異同も当然ある。しかし、同文の箇所も著しく多く、基調は同じである。

こうした数奇な事情も加わって、その最初のものである本資料は、まことに興味深い。

〔表紙〕

昭和二十四年九月 身体障害者福祉法逐条理由

[本文]

身体障害者福祉法逐条理由

〔第一章 総則〕

- 第一条 〔この法律は身体障害者の更生を援助し、その更生のために必要な保護を行い、以て身体 障害者の福祉を図ることを目的とする。〕
 - (1) 現在身体障害者の更生対策については基本となるべき法令がなく、逆にこれら対策は、地方自治法第二条第三項第九号において、「……病人、老衰者、寡婦、不具者、浮浪者……を救助し、若しくは保護し、又は看護すること」とあり、地方公共団体の固有事務となっている。又地方財政法の規定においても、この対策は、第九条において「主として地方公共団体の利害に関係ある事務」とされ、その経費は各々の地方公共団体において負担さるべきものとなっている。

従って身体障害者の更生対策については、国は法的には何等関係を有せず、単に必要と認めるときは、地方財政法第十六条により臨時的に補助金を交付することができる程度の関与をなすに止まるのである。

- (2) 然し数十万に上る身体障害者が現在の不備な更生体系の下に、更生の便宜も充分に与えられず、一般健全者と同様に困難な社会生活を営まねばならないことは、社会倫理上も再考されなければならないし、又これらの人々が遂に経済生活より落伍して生活保護法による扶助を終身受けざるを得なくなることは本人が精神的沈淪は勿論、国家の経済的見地からするも甚だしく不利であるので積極的に身体障害者の厚生は国及地方公共団体の共同の事務であるとし、更生援護する根本法を設定し、強力にこれを行はうとするのがこの法律の目的である。
- (3) 身体障害者に対しては特殊の、個々の更生援護のみでは不足であり、能力損傷の度合に応じて一般人とは異なる特別の保護を要するのであるが、無差別平等の原則との調整を考へれば身体障害者のみに対する特別の徹底した保護は当然差控えなければならず、この法律に於ては、それぞれの能力損傷に対する技術的補完という意味において「更生の援助」を中心とし、それ以上の「保護」は、その更生の効果をあげるために必要な限度のものに限定している。遺族、未亡人、老衰者、浮浪者各々の集群に対する国家的保護は適当なバランスをとって実施せられなければならず、その意味において身体障害者にのみ、現在徹底した保護対策が樹てられることは差控えられなければならないであろう。

但し、この法律において規定されている如く、身体障害者に対し義肢を支給し、特別の更生 訓練を与える等のことは、現にその障害の故に放置され、ば、一個の社会人として、他の身体 の健全な者と平等の立場で社会生活を営むことができないことが明らかな者に対して行はれ るものであり、無差別平等の原則に反するものではない。

第二条 〔すべて身体障害者は、自ら進んでその障害を克服し、速やかに社会経済活動に参与する ことができるように努めなければならない。〕

- (1) 身体障害者自身の激しい更生意欲のないところにはこの法の存在の意義はなく、むしろその 障害物に転化するであろう。この条文は当然のことを規定したに過ぎないが、現に社会に行 われている街頭募金、こじき等、又かつての廃兵の行為等、正常でない生活の態様は明らかに、 更生意欲の欠乏、虚無的刹那主義を示しているものと見られる。斯るものに対しても、この法 律の特典は初めから拒否されるべきではないであろうが、特定の場合はその法上の地位を拒絶 し得る規定がなくてはならないであろう (第十六条第二項)。
- (2) 審議の過程において「障害の程度に応じて | 速やかに……という語の挿入が主張された。こ れは当然のことではあるが、この思想によれば重大な障害のため、一応更生しても猶且つ普通 人と較べて甚しく能力が損傷されていて到底自らの力において生活することのできない者に 対しては、国が当然、終生その能力損失部分に対する補償を行なわねばならないという結論が 生まれる。

この結論に対しては既に生活保護法による生活扶助が実施されているのであるが、この身体 障害者福祉法における各規定、殊に各施設等が、この補償的なものであるというように誤解さ れる恐れがあるので、挿入されないことになった。

- (3) この法は、然し、身体障害者が更生意欲の欠乏とそれによる沈淪とを放置するものではなく、 後述するように身体障害者福祉司の居宅訪問指導や、一般の啓蒙宣伝や、相談所やの活用によ り、彼らに積極的な更生意欲を奮起させることもその主要な目的としているのである。
- 第三条 〔国、地方公共団体及び国民は、身体障害者に対して、その障害のゆえを以て不当な差別 的取扱をしてはならない。〕
 - (1) 身体障害者の雇傭について一番問題となるのは、その者の職業能力の如何を検査もしない で、単に、手が不自由であるとか、脚が切断されているとかの外見的なものから、直ちに雇傭 を断ってしまうという事例が多いことである。これも雇う方からみれば一面無理借らぬ事情も あるであろうが、やはり一応は他の者と同様に試験なり検査なりを行い、その能力判定の上に 立って、雇傭を決するようにすることが公平であろう。

その見地から、この条文が規定されたのである。然し、この運用については種々微妙な問題 が生ずるであろうと思われる。

(2) 「不当な差別的取扱い」とは、法令の規定に違反する行為や社会通念に反する、身体障害者 に不利益な取扱いをいうのである。例へば、労働基準法第三十一条によれば、精神又は身体の 障害により著しく労働能力の低位なものは、行政官庁の認定を受けて、最低賃金以下で雇傭す ることができるのであって、この正式な手続によった場合は法令の根拠に基づくものであるの で不当な差別的取扱いとはならない。

但し、その場合行政官庁の認定を受けず一方的に最低賃金以下で雇傭することは労働基準法 の違反であり、且つこの法律の精神にも反する。

片脚切断であるが義足装着により行動にさしたる不便ないタイピスト志願者を、その脚切断 の故に初めから雇傭詮衡を断ることは、社会通念上「不当」といわるべきである。

- (3) 「不当な差別的取扱い」とは、「その者にとって、一般人と比較して、不利益な差別的取扱 い」を主としていうのであって、その者に特に有利な取扱いをすることは、この法律に関する 限り、禁止するものではない。
- (4) 倫理的規定であり、この違反に対する罰則は考えられていない。

第四条 〔この法律において、身体障害者とは、左の各号の一に該当する身体上の障害のため職業

能力が損傷されている十八歳以上の者であって、その申請に基いて都道府県知事から身体障害者 手帳の交付を受けたものをいう。

- 一 視力障害
- 二 聴力障害
- 三 言語機能障害
- 四 肢切断又は肢体不自由
- 五 中枢神経機能障害
- 2 前項各号に掲げる障害の種類及び程度は省令でこれを定める。]
- (1) 本条は、この法に言う身体障害者の範囲を限定するものであって、この法の基底をなすものである。

この範囲は、理論的に考察すれば、事故先天的後天的疾病等すべてを含め、又その障害の種類の如何を問わず、能力損傷のあるものすべての年齢の者に拡げるべきであろう。現にアメリカの職業更生法においても、中風、精神病、感情失調、心臓病、結核等その者の職業上のハンディキャップを構成する一切の障害を広く規定している。

然し、現在の我国における諸種の事情を考慮すれば、取敢えずこの範囲は相当程度縮少したものから出発されなければならないであろう。

それは、第一には法の運用の画一性を確保するために、能力損傷の程度の判定が厳密になされなければならないのであるが、その判定機関の能力の点である、殊に、精神病、結核等においては、夫々権威ある判定機関が全国的に適宜に散布されていなければならないのであるが、現在保健所、国立医療機関、その他の配置なり整備なりが必ずしも完全とはいえず、勢い対象の医学的判断の厳正なり法の簡便な運用なりが期し難い憾があるであろう。

第二には、「能力損傷」の基準の設定の困難性である。盲聾唖や肢体不自由等の感覚機能、 運動機能の損傷については比較的客観的な判断が可能であるが、内臓器官の損傷や精神能力の 障害なりの判定は相当に困難である。

以上の二点の外に、現下の日本に於ける施策の経済的制約がある。精神能力障害、内臓諸器官の能力損傷等を含めるとすれば膨大なる対象となり、それらに対する施策の経費は現在負担に耐えないであろう。以上の諸点がこの条文にある如き或程度縮少された対象に限定せられた理由である。

- (2) 第一項後段をつけないと、前段の客観的条件に該当する人はすべて知事の手帳を持たぬに不 拘、身体障害者となるので、措置全般について手帳を持った者と持たぬ身体障害者と書き別け なくてはならないので法の構成が複雑となる。この後段をつけるのは旅館業法、公衆浴場業法 等の例に依るものである。
- (3) 「職業能力が損傷されている」というのは、一項各号の障害に起因して、職業について他人 に伍して働いて行く能力が減殺されているか或は、その障害を放置し悪化してゆくとその能力 が減殺される可能性の強いものを双方含むものとする(現に働いていない者を含む)。

弁護士が左手の切損によっては、この職業能力に損傷はないと考えられるし、大工が右手親 指の切損は重大な職業能力の損傷があるものと考えられる。

- (4) 年齢的限定は、十八歳未満の者は児童福祉法との競合をさけたものであり、療育施設や、生活保護法による義肢給与等により極力援護さるべきものであり、更に一歩を進めて、児童福祉法の補強的改正によりこの部分のカバーがなされるべきである。
- (5) 高年齢層に対して限定をつけるべきであるという意見も強く、六十歳以上の者はこの法の対象から除外さるべしという条件を明示することも主張されたのである。この法律は更生を中心

とするものであるので、例えば八十歳位の、老齢による視力聴力障害等は除外されても一応は 然るべきものとは思料されるのであるが、六十歳以上と法文的に限定することは多くの支障が あり、各人の職業能力社会的経済的環境等にも相違が甚しいので、一応法文上はその限定を課 し、第一、第二条の主旨と第四条の「職業能力の損傷されている」とから解釈し、職業能力の 殆んどなく、又構成の可能性のうすい高年齢者は、手帳の申請のとき、個々に審査し、断るこ とができるようにした。この限定は、第十五条に基づく省令に明示することになっている。

- (6) 身体に障害ある人の経済条件は考慮に入れるか否かの問題があるが、この法はとにかく障害ある者に指導なり技術的援助を与えることを目的とする技術的色彩の法であるので、経済条件第四条ではつけずすべて前述の条件に該当する者は手帳を与えることにした。義肢の給与や、その他の条件については個々にその経済状況に応じ対処出来る様に考えている。但し汽車賃減免については、経済条件の附与は余り考えなくてもよいと思われるので条件は考えていない。
- 第五条 〔この法律において身体障害者福祉施設とは、身体障害者更生援護施設、医療保護施設及 び職業安定施設をいう。
- 2 この法律において身体障害者更生援護施設とは、この法律に基いて国又は地方公共団体が設置 する身体障害者更生指導施設、中途失明者更生施設、身体障害者収容授産施設、義肢要具製作施 設、点字図書館及び点字出版施設をいう。
- 3 この法律において医療保護施設とは、厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)に基 く国立病院及び国立療養所、保健所法(昭和二十二年法律第百一号)に基く保健所その他医療法 (昭和二十三年法律第二百五号)に規定する病院又は診療所をいう。
- 4 この法律において職業安定施設とは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)に基く公 共職業安定所及び公共職業補導所をいう。〕
- (1) 身体障害者福祉施設の概念は極めて広汎なものであり、児童福祉法のそれよりも広くとってある。その経過としては、当初は、この第五条第二項の更生援護施設を福祉施設と名づけるつもりであったが、更生について病院なり、職業補導施設なりの果たす役割も重大であり、これらも確かに福祉のための施設と考ふべきものであるので、殊更に狭く解する必要もないこと、、第十七条の知事の措置からみてもこれら施設との関聯が重要であり、こ、に最広義の概念として福祉施設という言葉を採用した。
- (2) 別に単行法のある国立光明寮及び国立身体障害者更生指導所はそれぞれ概念としては、本条第二項に該当するものである。
 - 然し、この法に吸収し、炭鉱法を廃止することは他の条文とのバランス上、好ましくないので、別個に存置すること、なった。設置法をこの法の一般的性格の中に挿入することが技術上不能に近いからである。
- (3) 第三項の保健所は身体障害者に対する直接の診療機関ではないが、その綜合的な、保健指導的任務及び医療社会事業との関連において、特に身体障害者の福祉のため関与してもらうために規定した。
- (4) 第三項中医療法に規定する病院、診療書には助産所を含まない。
- 第六条 〔身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、中央身体障害者審議会及び地方身 体障害者福祉審議会を置く。
 - 2 地方身体障害者福祉審議会は、都道府県ごとに置く。
- 3 中央身体障害者審議会は厚生大臣の、地方身体障害者福祉審議会は都道府県知事の管理に属す

る。

- 4 中央身体障害者審議会は、厚生大臣の諮問に答え、又は関係各大臣に意見を具申することができる。
- 5 地方身体障害者福祉審議会は、都道府県知事の諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申することができる。
- 6 中央身体障害者審議会及び地方身体障害者福祉審議会は、身体障害者の障害程度の診査のため 特別の部会を設けるものとする。
- 7 中央身体障害者審議会又は地方身体障害者福祉審議会は、必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、その所属職員の出席説明又は資料の提出を求めることができる。〕
- (1) 性格及び規定様式は児童福祉法のそれと略同様である。
- (2) 第六項の特別の部会とは審議会委員中の医師及び臨時委員たる医師を以て組織するものであって、身体障害者手帳の交付事務について、認定上の疑問があるとき、又は手帳交付後、第十六条第一項や、同上第二項第一号の場合の認定等について論争があるとき、厚生大臣又は知事の諮問に応じて技術的な判定を下すことを任務とする。この部会が最後的な決定をするのではない。
- (3) 第七項中中央の特別部会は、地方の解決しえざる前号の問題を審査し、又は各地方庁の認定 基準の統一の事項について厚生大臣の諮問に応ずるものである。
- 第七条 〔中央身体障害者福祉審議会は委員三十人以内で、地方身体身体障害者福祉審議会は委員 二十人以内で、これを組織する。
- 2 前項の各審議会において特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 前二項に規定する審議会の委員及び臨時委員は、関係行政庁の官吏又は吏員、身体障害者の更生、援護、医療その他の福祉に関する事業に従事する者、学識経験ある者、雇傭主、被雇傭者及び身体障害者のうちからそれぞれ厚生大臣又は都道府県知事が任命又は委嘱する。〕
- (1) 委員数は、他の審議会の員数に較べて稍少いが、その筋の勧奨もあり、最少限度とした。
- (2) 就職等の場合も考慮し、労資双方の代表という意味で雇傭主、被雇傭者を加えた。
- 第八条 〔前二条に定めるものの外、委員の任期、職務、旅費その他実費弁償等身体障害者福祉審議会の運営に関し必要な事項は、政令でこれを定める。〕
 - (1) 任期は三年程度、再任は妨げない。報酬は支給しない。但し、任務を行うために必要な費用 については実費弁償を行う。
- 第九条 〔都道府県に身体障害者福祉司を置く。
- 2 身体障害者福祉司は、身体障害者の更生、援護その他の福祉に関する事項について都道府県知事の命を受けて第十七条第一項各号に規定する事務を行うものとする。
- 3 身体障害者福祉司は、都道府県知事の定める担当区域により、前項の職務を行うものとする。
- 4 身体障害者福祉司は、事務吏員又は技術吏員を以てこれに充て、身体障害者の更生援護その他 の福祉に関する事業につき経験又は学識ある者のうちからこれを任用しなければならない。〕
- (1) 身体障害者に対する直接の保護更生の実施機関を、都道府県吏員たる身体障害者福祉司とした。これは生活保護法においても児童福祉法においても概ね保護、福祉の実施機関は市区町村であるが、この身体障害者の福祉については、殆どすべて、都道府県又はその機関が行うもの

とした。その理由は、身体障害者の数が前述二つの法の対象者に較べて遥かに少く一つの市町 村単位では、専門の人を置き特殊の施設を置いても無駄が多いという点と、市町村の財政負担 力が弱いという点である。

- (2) この職員の配置は概ね郡 (地方事務所)、市、区の数及びその都道府県内身体障害者の数を 勘案し配分するものとし、総数約五〇〇名を予定している。
- (3) 第四項の事務吏員又は技術吏員とあるが地方公務員法が成立すればこの区分は廃止されるものと予定されている。
- 第十条 〔前条に定めるものの外、身体障害者福祉司の任用叙級その他身体障害者福祉司に関し必要な事項は、省令で定める。〕
 - (1) 地方公務員法が成立すれば当然この条文から任用叙級の語が削除されるであろう。
 - (2) 現行児童福祉法第十四条は「任用、叙級」の語を使用しているのでこの例によったものである。
 - (3) 現在地方公共団体の吏員は国家公務員法の準用があるのであるが、この条文はその要件を緩和し又はこれを排除するものではなく、その上に加重要件を附加しているものであり、国家公務員法の適用を排除するものではない。
- 第十一条 〔市町村長(特別区の区長を含む。)は、当該市町村(特別区を含む。以下同じ。)内の 身体障害者の更生、援護等に関し、身体障害者福祉司の行う事務に協力するものとする。〕
 - (1) 身体障害者福祉司の行う職務も、末端市町村の機関により、強力、補助されなければならないのであるが、この場合生活保護法に於けるが如く民生委員を以てこの補助強力機関にあてるか又は市町村長(市町村有給吏員)を以てあてるかの二途が考えられたのであるが、身体障害の福祉を図る事業は国、地方公共団体の行う公的のものであるので、直接市町村長がこれに当ることとなった。

民生委員は直接にはこれに関与せず、ヴォランティアーの本質から、事務の外側にあって、 市町村長、福祉司の活動に協力することが至当である。

- (2) 身体障害者に対する生活保護法の適用については民生委員は当然他の一般困窮者に対すると同様取扱うものである。
- 第十二条 〔都道府県は、身体障害者の相談に応じ、その更生を指導するため、身体障害者更生相 談所を設置しなければならない。
- 2 前項の身体障害者更生相談所には専任の吏員を置かなければならない。
- 3 前項の吏員に関しては、第九条第四項及び第十条の規定を準用する。〕
- (1) 身体障害者は、一般的に退嬰的となり、積極的に障害を克服する気力に乏しく従って、更生のために取るべき各種の方途を知らない。更生のための各種の政策、地方庁等の施設、施策等について甚しく無知であるのが例である。

又病院、保健所、その他の施設も、各々ケースクの必要を感じて居りながらそのスタッフの 欠乏のため十分な更生相談を与えることができない現状にある。そのため差当たり都道府県に 最少限度一ヶ所は身体障害者更生相談所を設置し医学的、社会的更生指導を綜合的に与える必 要がある。

- (2) 専任の吏員に対しては、福祉司と同様な資格要件が要求される。
- (3) こ、に於いては、他の公私の病院、保健所、公共職業安定所、職業補導所等と緊密な連絡を

とり、更生の円滑を期するものである。

[第二章 福祉の措置]

- 第十三条 [国及び地方公共団体は、疾病又は事故による身体障害の発生の予防及び身体障害者の早期治療等について国民の関心をたかめ、且つ身体障害者に対する援護思想の普及のため、広く国民の指導啓発に努めなければならない。]
 - (1) 事故による身体障害の発生の予防については、労働基準法の第五章安全及び衛生の各条項と同様な規定であるが、同法の規定は特定の工場事業場内部における安全を取上げているのに対し、この法律においては、これを含め更に広く、工場労働者のみならず一般人の注意喚起を規定している。
 - (2) 地方公共団体とは都道府県及び市町村(特別区を含む)をいう。
 - (3) 身体障害者愛の運動、道路交通安全週間とか現に多くの府県で実施している眼疾予防週間、無料診療週間等、必ずしも警察、衛生部その他等の所管の如何を問はず広義に解釈するものである。
- 第十四条 [厚生大臣は、身体障害者の状況について自ら調査を実施し、又は都道府県その他関係 行政機関から調査報告を求め、その研究調査の結果に基いて、身体障害者の福祉の措置を徹底せ しめるように努めなければならない。]
 - (1) 身体障害者の更生対策は、医療、職業、その他多岐に亘る部門の調査考究を必要とするので 身体障害者の医療、生活、職業その他の各種事項についてその実態なり、希望なりを確実に把 握して行われなければならない。
 - (2) 職業安定法第十四条も同様の主旨からこれに類する規定がある。
 - (3) その他関係行政機関とはたとへば情況により公共職業安定所等から身体障害者の雇用状況等について資料を求める場合も考えられる。
- 第十五条 〔身体に障害のある者は、省令の定めるところにより、都道府県知事に対し身体障害者 手帳の交付を申請することができる。
- 2 都道府県知事は前項の申請に基いて審査し、第四条の規定に該当すると認めたときは、当該申 請者に対し身体障害者手帳を交付しなければならない。
- 3 身体障害者は、その身体障害者手帳を他人に譲渡又は貸与してはならない。
- 4 前三項に定めるものの外、身体障害者手帳に関し必要な事項は省令で定める。〕
- (1) 第四条の解釈にも記述した如く、すべて自体に障害があり、第四条の列挙した障害に該当する者は、その申請に基いて何等かの、この法にいう身体障害者であるという標識が与えられねばならない。何故なら、第二十二条の運賃減額にせよ、第五十条の所得税軽減にせよ、この法律にいう身体障害者であるという標識を与えておかなければ、その都度診断書等を提出してこの法律第四条に該当するものであることを証明しなければならず、その手続が極めて繁雑であり実効不能に近いからである。
- (2) 「省令の定める所により」とは、その申請の手続、申請書式等を省令で規定するのである。 こ、で問題となる点は、いかなる医師の診断書を提出せしめるかという点である。前述した 様に、地方身体障害者福祉審議会に各専門の医師を集め、当該都道府県内の身体障害者を一人 一人審議決定することが望ましいのであるが、事実上不可能に近いのであり、又、その専門の 医師を除外して知事(民生部)が認定することは不可能である。従って結局、審議会で慎重検

討の結果、眼下、耳鼻科、整形外科等々について県内における信用ある医師を知事より指定し、 その医師の発する診断書は特別の場合を除き全面的に信頼し、本条第二項にある「審査し」は、 申請書その他の形式的審査とならざるをえないのである。従って、第一項の「省令」には、医 師の指定迄を含めるものとする。

(3) 知事が指名した医師の発する診断書に主として依存し手帳を交付することになるので、その 指名をうけた医師に対しては、この法律第四条及びこれに関する省令を医師に周知徹底させ、 この法令に該当する身体障害者であるか否かの判定をも当該医師に記入せしめるようにしな ければならない。

この法令の解釈の統一については、省、地方庁共に十分努力すると共に、指名医師の選定に ついては、最も信頼出来る権威者を選ぶようにしなければならない。

(4) 第三項の規定は、この手帳が後述の種々の保護、援助を受ける際の資格の証明書となり、経 済的価値が相当大であるものと考えられるので、その悪用を防ぐ主旨である。この違反に対し ては第四十五条において罰則の適用がある。

譲渡とは、有償無償を問わぬ、所有権の移転であり、売買、贈与、交換を含む。

- (5) 第四項にいう「省令」の規定内容は次のようなものである。
 - (イ) 手帳の様式
 - (ロ) 交付の手続(経由庁) ……市町村を経由する
 - (ハ) 紛失の場合の再交付等の手続
 - (二) 都道府県に置く台帳の整備
 - (ホ) その交付を受けた都道府県から他に転出した時の連絡
- 第十六条 〔身体障害者が第四条第一項各号に掲げる障害を有しなくなったとき、又は死亡したと きは、それぞれその者又はその者の親族若しくは同居の縁故者は、速かに身体障害者手帳を都道 府県知事に返還しなければならない。
- 2 都道府県知事は左の場合は、身体障害者に対し身体障害者手帳の返還を命ずることができる。
 - 第十七条の規定による診査の結果、その身体障害者の障害の程度が第四条第一項各号の規定 に該当しないと認めたとき
 - 二 身体障害者が正当な理由がなく、第十七条の規定による診査を拒み又は忌避したとき
 - 三 身体障害者が更生の能力があり乍らこじき、募金その他正常でない行為によって生活してい ると認めたき
 - 四 身体障害者がその身体障害者手帳を他人に譲渡又は貸与したとき〕
- (1) 第一項、障害を有しなくなったとき、手帳所持者が自己の認定で返還するときも知事は、そ の手帳を受理してもよい。

これは届出を強制せず、本人の自発的申請により、この法律の対象とするというこの法律の 建前から必然である。

然し障害が依然重大であって、しかも手帳を返還するというもののある場合は、そのまま手 帳を受けとって、この法の対象者ではないとしてしまうことは、この法の所期する援護の思想 とは離れてくる。違法ではないが不親切といわるべきである。

(2) 第一項、死亡の場合は、親族があれば親族が返還する。

親族は六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族である(民法第七二五条)。

同居の縁故者とは、親族がないか、不明であるか、極めて遠隔の地であるか等で返還義務を 遂行しうるべき条件にあるものがないときは死亡前本人と同居をしていた知人その他の者が 返還の義務を行うのである。

この縁故者の概念規定は明定し難いのであって、個々の事情から適切に判断さるべきものであり、第四十五条の罰則の適用も慎重に考えなければならない。同等の規定は生活保護法施行規則第八条にある。

(3) 第二項第一号

- ① 第十七条により、知事は、保健所職員又は他の適当な医師を以て身体障害者の審査を定期 又は随時行うのであるが、その際殆ど完全に治癒しているものに対しては手帳の返還を命ず るのであり、その認定については、診査に当った医師のみの診断によることが危険であると きは、必要に応じ手帳申請当時それに添付する診断書を書いた医師の立会を求める場合があ るう。
- ② 診査の結果発見されるものは、当初から詐欺又は錯誤により手帳を受けたもの、及び正当 に手帳を受けた後に治癒したものである。
- ③ 診査とは、医師の診断行為である。 従来は「検診」の語が使はれていたのであるが、感じが堅いのと強権的診断という感が強いので診査とした。児童福祉法には「健康診査」の用語例がある。
- (4) 第二項第三号

この法律にこの規定を入れることについては相当論議されたが、現在白衣募金等に対する非難が漸次強くなりつ、あり、又障害者自身の心理的影響もよくないし本人の労働意欲も斯る一時的な行為が慢性化することによって甚しく傷つけられることが憂慮されるので、間接的乍ら「こじき」「募金」等の行為を禁止しようという意図でこの規定が入れられたのである。

但し正面からこれを禁圧しているのではなく、又行為者の実情、行為の程度等により知事が手帳の返還命令を出さないことも出来るのであり、精々手帳の返還、即ちこの法による保護を与えないという丈である。根本的にかかる行為の取締まりは一般的に「こじき」「募金」等の根本的取締規則に委ねらるべきものである。「こじき」については軽犯罪法に規定してあり、募金等については社会事業法に規定している。

(5) 白衣募金の問題については、一般に社会事業を標傍するのであるが、その実態は一つのグループの生活資金及び自営業資金又は特殊人間の授産場(商業協同組合的)の建設費の獲得等であり、社会業という概念にはあてはまらず一種の「こじき」であるものが多い。

但し、音楽団等を組織して街頭で実演し寄附を得るのは反対給付の提供という意味に於いて 「こじき」ではなく営業である。

- (6) 大阪府では主として白衣募金取締を目的として条例を制定して居り、各府県も逐次取締条例 制定の機運がある。
- 第十七条 〔都道府県知事は、身体障害者の診査及び更生相談を行い、必要に応じ左の措置を取らなければならない。
 - 医療又は保健指導を必要とする者に対しては、医療保健施設に紹介すること
 - 二 職業補導又は就職あっ旋を必要とする者に対しては、職業安定施設に紹介すること
 - 三 身体障害者更生援護施設への収容又はその利用を必要とする者に対しては、都道府県の設置 する当該施設に収容し若しくはそれを利用せしめ、又は他の者の設置する当該施設に紹介する こと
 - 四 前各号に規定するものの外、その更生に必要な事項につき指導すること
- 2 都道府県知事は、前項の更生相談を行うに当り、必要があるときは、身体障害者福祉司その他

身体障害者の福祉のための事業に従事する職員をして、当該身体障害者の住所又はその収容され ている公私の病院若しくは療養所等に赴いて相談に応じ又は指導をさせなければならない。

- 3 医療保健施設又は職業安定施設は、第一項第一号又は第二号に基いて都道府県知事から身体障 害者の紹介があったときは、その更生のために協力しなければならない。
- (1) 第一項は、身体障害者福祉司その他の職員の行うべき事務を類別して例示したのである。 「紹介する」とは知事から当該施設の長に対し、身体障害者の更生に必要な援助協力を依頼 するという意味であって、強制的な権限を知事が持つわけではない。この規定あることによっ て現実的に福祉司等が仕事がしやすくなるという心理的な効果も考えられる。

尤も第三項によって、知事の権限としてではなく、この法の直接的規定として、医療保健施 設や職業安定施設が厚生に協力する義務が一般的に規定されているが、罰則等はなく、倫理的 規定で、斯く施設の誠実な運営に俟つものである。

- (2) 第二項は第一項の事務を遂行するに当り、単に施設の紹介、又は施設への収容利用のみでな く、居宅に訪問して積極的に更生援護の手をのべるべき旨を規定したものである。アメリカに 於いて宅への訪問指導が重視され且つ活発に実行されている。
- 第十八条 「国又は第二十八条第三項の規定により身体障害者更生援護施設を設置した市町村は、 身体障害者の申請があるとき、又は前条第二項に基いて都道府県知事からの紹介があったとき は、それぞれその設置する当該施設に収容し又はそれを利用せしめなければならない。但しその 施設の収容能力その他の理由により止むをえないときはこの限りではない。〕
 - (1) 前条の、都道府県施設への収容等と関連し、都道府県施設への収容等と関連し、国及び市町 村の施設への収容、又は利用せしめる義務を規定したものである。
 - (2) 国及び市町村が直接身体障害者の申請により自己の施設に収容する外、国が都道府県、市町 村の施設へ紹介し、又は市町村が国又は都道府県の施設へ紹介することについては別に明文は 設けてないが、積極的に之を行うことがこの法の目的に沿うものである。
 - (3) その他の理由とは、中途失明者の施設に切断者を紹介されたり、全然職業能力のない者を 委託されたりし、その施設の設置目的に沿わない場合をいい、この場合収容を拒絶するのは、 "止むを得ない"場合に該当する。
- 第十九条 〔この法律に基いて国が設置する身体障害者更生指導施設又は中途失明者更生施設にお いて更生訓練を受けている者に対しては、その施設において更生訓練を受けている期間中、国は 左に掲げるような更生のための必要な経費を支給しなければならない。
 - 一 生活に必要な経費
 - 二 医療に必要な経費
 - 三 前二号の外更生訓練を受けるために必要な経費
- 2 この法律に基いて国以外の者の設置する身体障害者更生指導施設又は中途失明者更生施設又 は中途失明者更生施設若しくは職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)に基く公共職業補 導所で厚生大臣の指定するものにおいて更生訓練又は職業補導を受けている身体障害者に対し ては、その施設において更生訓練又は職業補導を受けている期間中、都道府県知事は、前項各号 に掲げる更生のための必要な経費を支給しなければならない。
- 3 前二項の規定は、その経費を自ら負担することのできる身体障害者に対しては、これを適用し ない。
- 4 この法律に基いて設置された身体障害者収容授産施設において収容授産を受けている身体障

害者で都道府県知事が必要があると認めるものに対して、都道府県知事は命令の定めるところに 従い、期間を定めて第一項各号の規定による更生のために必要な経費を支給することができる。

- 5 第一項、第二項又は第四項の規定により支給すべき経費の基準は、厚生大臣がこれを定める。〕
- (1) この条がこの法律の一つの主眼点である。

現行生活保護法の生活扶助、医療扶助等は、無差別平等に実施されて居り国立光明寮、公共 職業補導所等の入所生も、生活困窮者はすべてこの保護を受けている。然し同胞の規定によれ ば、それぞれ住所たる地の市区町村から支給され、その額も町村財政の情況及び家族の稼働状 況等により千差万別であり、又送金の状況も相当遅延することの多い様な次第である。

然も反面同一施設で生活する為食費等同一額を一定の直に徴収する必要がある。斯くて、主旨は立派であるが生活保護法の生活扶助によって、更生訓練施設に入所する場合は極めて困難な場合が生じ、施設側も入所者側も、更生訓練に専念することが出来ず、為に入所生活は相当の時間を内職、アルバイト等のために費さねばならず、折角の訓練、補導を充分に受けることができないという状態を現出している。

この不利な点を改めるためには、生活保護法の規定を改め、施設入所生に対しては、その施設所在地の都道府県から一括して支給する様改正されることが望ましいのであるが斯かる改正は必然的に同胞の建前の根底を揺り動かすことになるので、この法において特に身体障害者で前述の施設に入所している者丈に対しては、生活保護法の扶助から切離し、国の施設にあっては国(厚生省)、都道府県及び市町村の施設にあっては当該都道府県知事から一括支給し事務を簡単にすることとした。

- (2) 第一項に規定する更生のための必要な経費が三つの項目に分けて規定してあるが、生活保護法の生活扶助、医療扶助及び、技能修得費に各々該当するものである。但し、生活保護法による支給基準よりは多少増額することを要するであろう。何故ならば、身体障害者の疲労度は一般人より大であることが医学的に証明されて居り、そのため消費カロリーを多く摂取せねばならぬこと、又一般生活困窮者は或程度、個人収入があるものとみられなければならないに反し、更生訓練中の生活においては収入の余地が全然なく、従って一般困窮者よりは多少厚く考えられなくてはならないのである。
- (3) 第一項、第二項とも規定の様式は一応入所員全員に対し支給の義務あるかの如くであるが第 三項の規定により、その経費を負担可能の者には支給しないこととして、経済的条件を明らか にした。

この規定は、たとへば生活費のみは辛じて負担可能なる者に対し医療費、技能訓練費等を支給するのを否定するものではない。

- (4) 現在十二ある身体障害者収容授産施設については、単なる訓練の場所でなく、そこに於て授産をうけ、自活することを建前とするところであるため、第一項第二項に規定する経費を同一条件で支給することは不可能であるが、入所してから技能を修得するまで二、三ヶ月或は業種目によっては六ヶ月位は、自己の収入は皆無に近いという状況は避けえないところであるので、第四項に於ては、知事が①特に必要であると認める者に、②一定期間を限って、必要な経費を支給することができるものとした。
- (5) 第四項の「命令の定めるところ」の命令の内容としては、主として業種目別にその経費支給期間の最大限を定めようとするものである。知事限りで無制限に延長することは不可の故である。
- (6) アメリカにおいても職業更生法及び各州の施行法令においては、州委員会において資格認定 を受けた身体障害者は、適当な更生訓練、職業補導の施設に入所中は必要な経費は州の金から

支出される規定になっている。

- (7) 当面の問題としては生活保護法で現に実施しているものをこの法によるものに切換える丈 でさしたる国家負担増とはならず府県は従来の一割負担が二割となるので、地方財源の手当が 必要となる。
- 第二十条 「都道府県知事は、身体障害者から申請があったときは、これに盲人安全杖を交付し、 又は補聴器、義肢、車椅子等の補装具を交付し、又は修理することができる。
- 2 都道府県知事は、必要があるときは前項に規定する補装具の交付又は修理に代え、その購入又 は修理に要する金銭を交付することができる。〕
- (1) 義肢等の給与は、生活保護法で現に実施されているのであるが、前条の主旨と同様これを市 町村当局からよりも財政力あり、又義肢等の製作修理施設等を持っている都道府県から支給し た方がよいという見地から生活保護法より切離し、この法に入れたのである。
- (2) 都道府県は、大体(三十六府県)義肢製作施設を持っているし、安全杖はまとめて製作させ ることも容易であるので大体現物交付であろうが、補聴器、車椅子等は大体金銭交付となるで あろう。

価格は、義肢 (最高)一五、〇〇〇円程度、補聴器 七、〇〇〇~九、〇〇〇円、車椅子 二五、〇〇〇~三〇、〇〇〇円程度である。

- 第二十一条 〔都道府県知事は、前条第一項の規定により盲人安全杖又は補装具を交付し又は修理 するときは、交付又は修理を受ける身体障害者又はその扶養義務者から、その費用の全部又は一 部を徴収することができる。
- 2 前条第二項の規定により、補装具の購入又は修理に必要な金銭を交付するときは、交付を受 ける身体障害者又はその扶養義務者の経費負担能力に応じ減額してこれを交付することができ る。〕
- (1) この条文は、身体障害者の援護に対し或る程度の経済条件を附したものである。
- (2) 扶養義務者とは、(4) 配偶者(民七五二条) (口)直系血族及び兄弟姉妹 (ノ)家事審判所の審判 で三親等内の親族(民八七七条)である。
- (3) 第一項の徴収については、その居住地の市町村庁に事務を委嘱することが出来ることとし、 その徴収は国税滞納処分の例によることとする規定を要する(未挿入)。
- 第二十二条 〔身体障害者のうち政令で定めるものが、日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第 二百五十八号)に基く日本国有鉄道の運営する車両又は船舶に乗車又は乗船するときであって、 介護者を同行することを必要とするものについては、日本国有鉄道は命令の定めるところによ り、当該身体障害者及びその介護人の料金を減額しなければならない。
- 2 前項の身体障害者が、地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)又は軌道法(大正十年法律第七 十六号)に基いて地方鉄道業者又は鉄道経営者の運営する車両に乗車するときであって、介護 者を同行することを必要とするものについては、前項の規定を準用する。〕
- (1) 従来、「傷痍軍人国有鉄道無賃乗車規程」により、増加恩給傷病年金受給者は一定回数(特 別項症~第四項症年十二回、第五項症~第七項症年五回、第一項症~第四項症年三回。何れ も一回十五日以内) の無賃乗車証を下附され、又症病賜金受給者は、昭和十七年運輸省告示第 二六号旅客及荷物運送規則により、一定数(年片道四回、但し昭十五年当時)三等五割引証の 交付を受けていた。然るに昭和二十三年六月この無賃及割引は一切廃止された。

当時無賃パス受給者 二〇八、四五四名 延九七四、二六〇枚 割引パス受給者 一一六、一六八名 延四六四、六七二枚

合計延一、四三八、九三二枚の乗車証の発行が廃止されたのである。猶、機能障害の度により、 増加恩給、傷病年金の受給者は附添人一名の無賃乗車が認められていた。

- (2) 「軍人傷痍記章を有する者及びその付添人国有にあらざる鉄道乗車並びに汽船乗船手続」に よれば、国内七十三私鉄及日本郵船、大阪商船の鉄道、汽船の利用についてはそれぞれ前述の 区分に従って、無賃又は割引の制度があったがこれ又廃止された。
- (3) 義肢は極めて破損し易く、長くて六ヶ月に一回は修理を要する如き状態であり、その修理、 新調は、工場の数が少いため自然工場所在地迄旅行を要することとなり、一般人より負担が大 となり何らかの、かつての割引率の恩典が考へらるべきである。又補導所や国立光明寮やに入 所入寮するための旅行等についても同様その経済的負担の軽減をすることは、彼等の更生のた めには極めて重要な条件であると考へられる。
- (4) アメリカその他に於いても、慣習として、旅客運賃の軽減は古くから実施せられている。 アメリカにおいては、通例身体障害者五割、介護人五割の割引率である。
- (5) 第一項「政令で定めるもの」は、対象を狭く取り全盲、両脚切断両脚不自由、中枢神経障害等で独りで旅行の不能な者、即ち介護者の同行を要するものを政令を以て限定しようとするものである。
- (6) 「命令で定めるところ」とは、日本国有鉄道総裁の発する命令であり、政令で定められた対象に対し、その年間回数、一回の旅行日数、割引率等についての具体的な規定である。又その割引乗車券の交付手続等をも規定するものである。
- 第二十三条 〔国又は地方公共団体の設置した事務所その他の公共的施設の管理者は、身体障害者 からの申請があったときは、その公共的施設内において、新聞、書籍、煙草、事務用品、食料品 その他の物品を販売するために、売店を設置することを許可するように努めなければならない。
- 2 前項の規定により公共的施設内に売店を設置することを許可したときは、当該施設の管理者はその売店の運営について必要な規則を定めてこれを監督することができる。〕
- (1) 身体障害者の更生は、つきつめれば職業更生であり、労働者はこれらの就職について大いに努力をしているのであるが、現実問題としては一般健全な労働者と競争して雇傭されることは多くの困難があり、反面、自営業も、中小企業の激しい競争等により容易ではない。故に多少独占的な場所を占め、比較的小資本で且つ危険率の少い、本条のような売店等を身体障害者の更生の場として提供することは極めて必要である。
- (2) アメリカに於ても一九三六年のランドルプ、シェパード(Rundorph Sheppard)法により聯邦所有建物内に優先的に売店設置を許可する法律を公布し、各州の身体障害者委員会が積極的にこれを推進し、単にその設置権を与えるのみならず、その開業資金、物品仕入れ、経理等万般につき指導斡旋を行っている。
- (3) 事務所その他の公共的施設とは各省各庁の庁舎は当然その地方出先機関、府県市町村の庁舎、鉄道駅構内等あらゆる国又は地方公共団体の建築物及び公園、動物園、遊園地等の施設をいう。国道、府県道等の公道は、施設という概念には必ずしも一致しない如くで有るが、この条文は広義に解釈せられることが適当である。
- (4) 本条は既にその公共的施設内に売店等があり、現在以上に増加する必要がない如き状態であるときは、その管理者が申請を拒否することを違法とするものではなく、又現にある売店を排除するものでもない。現在売店がなく又客観的に更に売店を増加する余地ある時には、という

意味である。

- (5) 許可すべき販売物品の種類も、その場所との関連を考慮し適宜に指定することは差支えない。例へば県庁の玄関近くにおいて野菜や食肉等の販売は外観上もふさわしくないといえるであろう。また衛生上の見地からも同様のことがいえるであろう。
- (6) 第二項「売店の運営について必要な規則」とは、その公共的施設の特殊性に応じ、開店、閉店時刻、火災予防、衛生等の諸事項についてのものである。
- 第二十四条 〔都道府県知事は、前条に規定する売店の設置及びその運営を円滑にするため、その管轄区域内の公共的施設の管理者と協議を行い、且つ公共施設における売店設置の可能な場所、販売物品の種類等を調査し、その結果を身体障害者に知らせる措置を講じなければならない。〕
 - (1) 公共的施設の管理者は必ずしもその施設を身体障害者に開放することを好まないかも知れない。都道府県知事(福祉司)はその管轄区域内のこれらの施設について、その管理者と協議し、勧奨して、成るべくその施設の業務遂行に支障なき限り、又売店の成立する条件にある限り、売店設置の場所を増大し、身体障害者の職場を拡張させなければならないのである。
 - (2) それらの場所について協議の整った場合は、盲人なり、肢切断者なりの団体等に知らしめて、その利用を広く勧奨すべきである。別に公示等の法的措置を必要とするものではない。現実問題としては身体障害者の方から、何処に売店を開設し度いのであるが尽力をしてもらいたいという申込が多いであろう。
 - (3) 開店にあたりその資金については、生活保護法の生業扶助、国民金融公庫の更生資金等凡ゆる方策により都道府県知事は援護の手をのべることが望ましい。目下「更生資金法」案の検討が進められている。労災保険や厚生年金保険による支給金も単に坐食するのでなくこの様な生業に投入する様、懇切な指導が必要である。

猶開店後の経営の仕方、物資仕入れ等についても出来る限りの指導をすべきものである。

- 第二十五条 [国が行う郵便切手その他郵便料金をあらわす証票又は封筒、封かん紙その他郵便の利用上必要な物若しくは印紙の売さばきについて、身体障害者から申請があったときは、国は、 当該身体障害者に対し、それらの物の売さばきを許可するように努めなければならない。
- 2 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)に基く日本専売公社の行う煙草、塩等の販売について、身体障害者から申請があったときは、日本専売公社は、当該身体障害者に対し、 それらの物の販売を許可するように努めなければならない。〕
- (1) 現行は「郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)によって売りさばき人を選定しているが、必要な資力、信用を有する私人又は非営利法人(印紙のみ)について申込者二人以上あるときは抽選で(第二条第四項)これを定めることになっている。

この主旨は、従来は、大体任意詮衡であったものを、厳重な公平主義に変更したものである。

(2) 従前の「郵便切手類及び収入印紙売捌規則」(大正十二年逓信省令第四十九号)によれば、郵便切手類については別に指定する者の資格の限定はないが収入印紙のみの売捌きについては、(一)法律により増加恩給又は増加退隠料を受ける者、(二)法律により扶助料を受ける者、の二項目があり、主として傷痍軍人又は戦没者遺族等に優先的にその売捌を許可する方針が定められていた(第十六条)。

但しこの省令は、前掲法律第九十一号の施行省令(昭和二十四年五月二十四日逓信省令第十六号)により廃止された。

- (3) 以上の経過からすれば、この条文で身体障害者に優先的に売りさばき許可を規定することは 法律第九十一号の主旨にそぐはない憾があるが、(2)の如き従来の取扱からみて、一種の社会政 策的色彩を加えることは敢えて不可とすべきものではない。
- (4) この条文においては、許可を義務づけてはいるが、その指定詮衡に当っては、資力信用は他の一般人と同様に審査さるべきものであることを前提としている。勿論この条文違反ということも実際上法廷で問題となることはないであろうし、罰則もないのである。
- (5) 第二項のたばこ等の販売についても同様の解釈である。
 - 煙草売捌規則(昭和六年大蔵省令第十七号)によれば、第七条において地方専売局長が煙草小売人を指定するに当っては、(一)公務の為傷痍を受け、若くは疾病に罹り、法律に依り恩給を受けたる者又は之を受くる者、(二)公務の為死亡したる者の遺族として法律により扶助を受くる者、(三)専売局雇員又は傭人にして、職務の為傷痍を受け若くは疾病に罹り退職し、雇員扶助令又は傭人扶助令により扶助例を受けたる者、……と第六項目までその順序を列記し、やはり傷痍軍人等を第一の対象としていたのである。
- (6) たばこ専売法に基いて日本専売公社がたばこの小売人を指定するに当っては、前述印紙等の場合の如く抽選によって決するということはなく職権認定の色彩が強いので本条と抵触する程度は少ない。
- 第二十六条 〔国の行政機関は、自らの用に供するほうき、はたき、ぞうきんその他命令に定める 物品については、盲人その他重度の身体障害者の製作したものを購買しなければならない。
- 2 国の行政機関が前項の物品を購買するときは、重度の身体障害者の援護を目的とする公益法人で厚生大臣の指定するものを通じてこれを行うものとする。〕
- (1) 身体障害者の更生は、結局は職業問題であるが、義肢給与、更生訓練、職業補導等多くの施策により相当数のものが一般者と共に産業労働力としてその機能を発揮して行き、又中小自営企業として商業機構の中に入って行きうるのであるが、それでも猶重度のもの、盲人や両足切断やその他の者は、このいずれにも加わりえず又、一生これ収容し扶助してゆく施設も不充分であるという如きものは相当多いことであろうと予測せられる。これ等の者に対しても単に食と生に住とを国家に於いて保障するということは、若し可能であるにしても却ってこれらの人々の自発的活動意志を限らせ、精神的肉体的に沈淪、衰耗させる結果となるので、これらの人々をしてその能力の限度において働かせ、生甲斐を感せしめることが大切である。

民間において社会事業家が中心となり、又はこれら重度の障害あるものが中心となって、授産場的工場を作り、必要な物品製造に努力することはこの意味においても重要であるが、現在経済機構及びこの不況下においては何等かの経済支持を与えなくては、折角のその工場も不成功に終わることは火を見るよりも明らかである。

そこで、特定の物件について政府機関がこれを購入するという規定をおいて、販路の面においてこれを支援して行くことが最も適当なものであると考えられる。

- (2) アメリカに於いても、過去において多くの経験の結果一九三八年ワーグナーオデイ法 (Wagner-Oday Act) の制定をみ、政府の物件買入義務を規定し、その一切の運営を審議し監督するため大統領の任命の各省委員及び学識経験者を以て委員会を作り、大統領直轄の下に運営し、現に積極的にこれを推進している。
- (3) 猶、アメリカにおいては、一つの公益法人の認可を同法に明記してあり、これを全国の身体障害者の授産場と官庁側との連絡機関とし初受註、その配分代金決済、資材斡旋配分等に当らせている。

- (4) 本条の法的構成としては、厚生大臣の指定する各公益法人は、その援護する身体障害者の製 作した特定物品を、国又は都道府県、市長村の行政機関に購買する事を求め、それらの行政機 関は、価格、納期等の条件に適合する場合は、自己の用に供する範囲内でその購買請求に応じ なければならないというのである。勿論、身体障害者の範囲も差当っては相当に重度のものに 限定し、購買物品についても政令を以て限定する。
- (5) 現行の会計法第二十九条、予算、決算及び会計令第九十六条第十七号によれば、政府の機関 の物品購入についての一般的原則、即ち公告して競争に附すことは緩和され、随意契約による ことが規定されているのであって、本条の如き場合も別に特殊の規定なさず、行政機関が自発 的に身体障害者の工場等から随意契約で購入することが望ましいのであるが、それのみでは不 充分の虞があるので敢えて会計法の一般原則に対する特別的規定を置くことになったのであ る。

勿論これの違反に対しては罰則の規定はなく、購入の義務に対しても、徒らに政府機関に負 担を課することのない様種々の限定を附したものである。

- (6) 身体障害者を政令で定める場合は、盲人とか強度の麻痺とか両脚切断とか、一般に雇傭、自 営等の困難と思われる者を規定する。
- (7) 政令で定める物品は差当たりは法文に明記してある三種のみに止める筈であるが、将来は、 これらの身体障害者でも製作できるもので官庁に於て需要のある物品を、その実際の製作能力 の充実と共に逐次指定して行くことになるであろう。
- (8) 第二項の「自らの用に供する範囲において」の意味は、これらの身体障害者の製作品は、行 政機関個々の需要量如何に拘らずすべて購買する義務ありとするのでなく、需要量を超過する 分については購買の義務を免れしめる意味である。
- (9) 第三項については地方公共団体は直接地元の当該法人から購買する方が事務的に簡便であ るので中央の公益法人を通じないでよいことにした。

国の行政機関においてもたとへば国立病院とか労働基準局等各地方にあるものは、地方公共 団体の場合と同様の事情にあると思われるのであるが、年度当初に一括して、中央において購 買計画を樹て、中央の公益法人に発注し、当該法人から各地の法人に対し統一的な生産納入計 画を示すことにした方がよい。

但しこれにより難いときは個々の事情によることにし、法文は「ねばならない」の様式を避 け「これを行うものとする」と緩和した規定を置くことになった。

- (10) 現在においては、これらの物品を製作している身体障害者の団体は極めて少く恐らく行政機 関の需要の極く僅かの部分を充しうるに過ぎないであろう。然し将来は急速にその生産が増大 するであろう。
- 第二十七条 〔前条に規定する業務の運営を円滑ならしむるため、内閣総理大臣の所轄の下に身体 障害者製作品購買審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
- 2 審議会は左に掲げる事項を調査審議する。
- 一 前条第一項に規定する物品を製作する身体障害者の作業場、授産場等における製作品目、製 作設備、生産数量、所要資材等に関する事項
- 二 前条第一項に規定する物品に対する国の行政機関の需要量及びその物品に対する予算等に 関する事項
- 三 前条第一項に規定する物品の市場価格及び国の行政機関がこれを購買するときの適正価格 等に関する事項

四 前条第二項に規定する公益法人の運営に関する事項

- 3 審議会は前項の調査審議の結果を内閣総理大臣及び厚生大臣に報告しなければならない。
- 4 審議会は、前条に規定する業務の運営上必要があると認めるときは、国の行政機関に対し、勧告をすることができる。
- 5 前各号に規定するものの外、審議会の組織その他運営に必要な事項は政令でこれを定める。]
- (1) 前条の事務について、各行政機関の初受註、価格、工場調査、育成等総括的な調査、推進を図るため総理府の附属機関としてこの審議会を置くものである(第五十二条と関聯する)。
- (2) 構成は政令によるが、内閣官房長官を会長とし各省庁事務次官及び、前条第二項の公益法人代表者並びに身体障害者の代表等を含めるものとする。事務部局は厚生省社会局とする。
- (3) 第四項の勧告権は重要であり、審議会として、各省各庁の発註、支払等について不充分の点があるときはこれに勧告し、この法律の規定を逸脱することのない様にするものである。

〔第三章 更生援護施設の設置〕

*原資料では章名は脱落している。

第二十八条 〔国は身体障害者更生援護施設を設置することができる。

- 2 都道府県は、厚生大臣の認可を受けて、身体障害者更生接護施設を設置することができる。
- 3 市町村は、都道府県知事の認可を受けて、身体障害者更生援護施設を設置することができる。
- 4 厚生大臣は、中央身体障害者福祉審議会の意見を聞き、都道府県に対し身体障害者更生援護施 設の設置を命ずることができる。
- 5 身体障害者更生援護施設には、身体障害者更生援護施設の職員の養成施設を附置することがでできる。〕
- (1) 第一項、国は現在、国立光明寮設置法、国立身体障害者更生指導所設置法により、国立光明寮二ヶ所及び更生指導所一ヶ所を設置しているのであり、又国立病院義肢部として、義肢要具の製作施設を現在持っている。然しその他の、第五条第二項に規定する施設を持っていないので将来これを設置するための法的根拠として特にこの規定をおいたのである。尤もこの一般的な規定によって直ちに厚生省がこれらの施設を設置することは出来ないのであって、単行法律にその個々について設置を規定しなければならない。
- (2) 第二項、児童福祉法によれば「都道府県は、設置しなければならない。」と義務付けてあるのであるが、この法律においては、必ずしも施設の種類によっては各都道府県にあることを必要としないと思われるものもあるので、設置権能を認めることにした。但しこの施設の設置及び運営については、後述の如く、国庫の費用負担(補助ではない)があるので、厚生大臣の認可なくして独自に設置することは、認めないことにしたのである。

これは市町村の場合も同様である。理論上は市町村が設置する場合においても費用負担の関係から厚生大臣の認可を得なければならないのであるが、実際は、事務の簡素化と、内規的に都道府県知事がその認可をする前に予め厚生省に協議をするということにして、認可権を知事に附与するのである。現実問題としては、未だ身体障害者対策殊に施設の設置については、国と都道府県との段階にあり、市町村がこれらの施設を設置し運営しようとすることは、事業の性格及びその財政力からみて余り望めないであろう。

- 第二十九条 〔身体障害者更生指導施設は、身体障害者の相談に応じ、医学的、心理学的及び職能 的判定に基き社会的更生の方途を指導すると共に、その必要に応じ身体障害者を収容し、医学的 管理の下に更生に必要な訓練を行う施設とする。〕
 - (1) 病院と職業補導所との中間において症状固定の者に対し必要な訓練、生活指導を与えるもの

であり、第五国会で成立をみた国立身体障害者更生指導所設置法に言う更生指導所と同一の性格のものである。

- (2) 中間的な性格のものである丈に、医療の施設、補導施設との関連を緊密にしなくてはならず、 又特殊の専門職員を持たねばならないので、都道府県や市町村が単独に設置することは当分不 可能であろうと思われる。
- 第三十条 [中途失明者更生施設は、中途失明者を収容し、その更生に必要な智識、技能及び訓練を与える施設とする。]
 - (1) 現在ある国立光明寮設置法の光明寮と同様の性格を持つものであり、生活指導訓練、はりきうあんま等の教育、新職業の開拓等を行うものである。
 - (2) 中途失明者とは、概ね成年に達してから後の失明者を言うのであり、それ以下の年齢の者は 盲学校において教育される。但しこの年齢的限界は相当に広く考えられなければならない。
- 第三十一条 [身体障害者収容授産施設とは、身体障害者で雇傭されることの困難なもの、生活に 困窮するもの等を収容し、必要な訓練を行い且つ職業を与へ自活させる施設とする。]
 - (1) 現在九都道府県に十二ヶ所の収容授産施設があるが、こゝにおいては職業訓練と授産を行っている。又附属の収容施設に収容される。身体障害者の一般の雇傭困難、通勤の困難等を考えればこの種の施設は最も緊要なものである。
 - (2) 結核患者に対する所謂コロニーもこの施設の概念に入る。
- 第三十二条 [義肢、要具製作施設は、義肢、作業義肢、補助工具等身体障害者に必要な物品の製作又は修理を行う施設とする。]
 - (1) 旧協助会の経営していた義肢修理所が、同会の解散と共に所在地の都道府県の経営に移され 現在三七道府県がこれを持っている。
 - (2) 一般人の義肢等製作施設の数も少く、利用者に不便があるので、極力都道府県立のこの施設増加し、且つ巡回修理等の便宜を提供しなければならない。
 - (3) 国立病院の中、義肢製作部のあるもの十一ヶ所がある。
- 第三十三条 〔点字図書館とは、点字刊行物を盲人の需めに応じて閲覧せしめる施設とする。〕
 - (1) 現在文部省において「公共図書館法案」を立案中とのことであるが、その中に点字図書館が含まれるか否かは明らかではない。
 - (2) 私人の経営する点字図書館は僅か一、二あるのみであり、蔵書も少数であり盲人の教養上不充分である。
- 第三十四条 〔点字出版施設は、点字出版物を出版する施設とする。〕
 - (1) 私設の出版施設は二、三を数えるのみであり不充分である。

〔第四章 費用〕

- 第三十五条 〔身体障害者の更生援護についてこの法律において規定する事項に要する費用のうち、 たに掲げるものは、都道府県の支弁とする。
 - 第六条第一項に規定する地方身体障害者福祉審議会の運営に要する費用
 - 二 第九条に規定する身体障害者福祉司の設置及び運営に要する費用

- 三 第十二条に規定する身体障害者更生相談所の設置及び運営に要する費用
- 四 第十三条、第十四条、第十五条、第十七条、第十九条第二項及び第四項、第二十条及び第 二十一条第一項の規定により都道府県知事の行う行政措置に要する費用
- 五 第二十八条第二項又は第四項及び第五項の規定により、都道府県が設置する身体障害者更生 援護施設及び身体障害者更生援護施設の職員の養成施設の設置及び運営に要する費用〕
- (1) 福祉の措置は主として都道府県知事の義務であるので、その施策に要する経費とその支弁については、都道府県の義務としたのである。
- (2) 「支弁」の意義は、最終的にその金額を事故の資金から支出することではなく、一時的に支出することである。

本条の各号の経費は、後述(第五十条)の如く、国と地方公共団体とが双方利害関係を有する行政事務の経費であり、国がその経費の一部を、補助ではなく「負担」するものであるので、都道府県は、国が法律により負担すべき部分については関知しないのであるが、便宜上、都道府県は、自己の負担すべき部分の支出の外、国の負担の部分も一時的に繰り替え支弁すべきことを規定しているのである。

- 第三十六条 〔前条の規定により都道府県が支弁する費用について、国は左に掲げるものを負担する。
 - 一 前条第一号及び第二号の費用については、その十分の五
 - 二 前条第三号の費用中、当該施設の設置に要する費用については、その十分の八
 - 三 前条第四号の費用中、第十三条、第十四条、第十五条第十七条及び第二十一条第一項の行政 措置に要する費用についてはその十分の五、第十九条第二項及び第四項及び第二十条の行政措 置に要する費用についてはその十分の八
 - 四 前条第五号の費用については、その十分の八〕
 - (1) 国の負担部分の規定であるが、原則としては施設費は二分の一、行政費の中通常の事務的費用については二分の一、その他の特殊的行政費は十分の八、施設の運営管理費は十分の八である。
- 第三十七条 [第二十八条第三項の規定により市町村が設置する身体障害者更生援護施設の設置及 び運営に要する費用は、当該市町村が支弁する。
- 2 前項の規定により、市町村が支弁した費用に対して、都道府県は、当該施設の設置費についてはその四分の三、その他の運営に要する費用については、その十分の九を負担する。
- 3 前項の規定により都道府県の負担する費用に対し、国は、当該施設の設置費についてはその三分の二、その他の運営に要する費用についてはその九分の八を負担する。〕
- (1) 市町村経営の施設については、都道府県がその経費の一部を負担し、国は、都道府県のその 負担額についてその一部を負担する。その負担区分は市町村一、都道府県一、国八、の割合で ある。

〔第五章 雜則〕

- 第三十八条 [国又は地方公共団体以外の者の設置する身体障害者の更生援護の施設であって、第二十九条、第三十条又は第三十一条に規定する業務を目的とするものについては、その設置者は、命令の定めるところに従い、その施設の所在地の都道府県知事に届出なければならない。]
 - (1) 国、都道府県、市町村以外の者(私人、公益法人、営利法人)が第二十九条及至第三十四条

に規定する施設と同様の目的の施設を設け、運営することは差支えなく、又必要なことである が、これをこの法律にいう身体障害者更生援護施設とすることは次の諸見地から、取止められ た。即ち、

- (イ) この法による施設としても憲法第八十九条の規定により公金を以て補助することの不能 なこと。従って年々相当の資金を必要とするこれら施設の設置、運営について、国又は都道 府県は財政的援助が出来ず、施設自体の力による運営は恐らく不可能に近いこと。
- (ロ) 性質トこの法による施設として認可するにしても、現在は極めて小規模に僅々数名程度の 行っているものが数ヶ所あるに過ぎず、この程度のものを法上の施設たらしめて行くこと は、取扱上困難な点が多く、児童福祉法の最低基準令その他の動きからみても、この程度の ものは私人の自発的なものとして当分見送る外ないこと。又数十名以上収容の如き大きい施 設は、前述(イ)の公金補助なくしては考えられないこと。
- (ハ) 義肢製作施設や点字出版施設は現在私人の経営として相当数が存在し、一つの営業として 成立しているのであって、これをこの法上の施設として規定する必要はないこと。
- (2) 以上の見地から私的施設はこの法にいう身体障害者更生援護施設とはしていないのである が、これら私的施設も身体障害者の更生については重大な関係があり、その運用については、 関係行政庁は深い関心を持つものであるので、これらの施設は、その施設所在地の都道府県知 事に対し、省令の定めるところに従って、届出をさせ、後述の如く必要な監督等を加えうるこ ととした。

但し義肢製作施設、点字図書館、点字出版所は現在一つの営業として行われているものが多 く、又その運用が直接身体障害者自身又はその更生に対し、甚しい圧迫、障害、又は不利益等 を与えるという懼れが少いので、この各施設の設置者については前述の届出義務監督を除外し たのである。

営業としての義肢製作施設が、一般人の靴等のみを作って何等身体障害者に対する義肢供給 行わない等の場合については、皮革割当事務等の別箇の面から行政的監督が行われ得るので あって、敢えてこの法においては立入らぬ主旨である。

- (3) 「命令の定めるところにより」とは、厚生省例によって定めるものであり内容としては、施 設の経営者、職員、資金関係、取扱人員、指導訓練内容、経費徴収関係、施設の構造等に関す 事項である。
- 第三十九条 〔都道府県知事は、身体障害者更生援護施設又は前条に規定する施設の運営を適切に させるため必要があるときは、当該施設の長から報告を求め、又は身体障害者の福祉の事務に従 事する職員に、実地につき監督させることができる。〕
 - (1) 都道府県知事は、対策の実質的な責任機関として、各施設についての一般的監督権を与えら れるのは当然であるが、国の設置する各施設に対しては、報告の要求、実地監督はしないのが、 慣例である。但しその運営について資料の提供等を求めることは行われている。
 - (2) 施設の設備、宿舎の構造、管理等についても、又被収容者の処遇や作業条件等についても、 それぞれ労働基準法的立場や環境衛生的見地から厳密に検討されるべきである。但しこの法律 においては、差し当り、施設の設備、運営等について最低基準の設定は見合わせ、将来の問題 として残すことになった。
 - (3) 福祉の事務に従事する職員が施設について監督するときは、その身分を証する証票を提示し て行うべきであろうが、食品衛生監視員や環境衛生監視員の如く多人数で且つ料理飲食店や興 行場を監督するのと性質が異なり、職員の数も少いので証票の提示は余りその必要がないと思

われるので規定されないことになった。将来、職員の数も増加し施設も多くなった場合は当然 必要とされるであろう。

- 第四十条 〔厚生大臣又は都道府県知事は、第二十八条第二項又は第三項の規定に基いて設置した 身体障害者更生援護施設が、この法律又はこの法律に基いて発する命令若しくはこれらに基いて なす処分に違反したときは、それぞれ第二十八条第二項又は第三項の規定による認可を取消すこ とができる。
- 2 前項の規定により認可を取消された施設又は第三十八条の規定する施設の運営に関し、著しく不当の行為があるときは、その施設が第二十八条第二項によるものについては厚生大臣、第二十八条第三項若しくは第三十八条によるものについては都道府県知事が、その事業の停止又はその施設の廃止を命ずることができる。〕
- (1) 都道府県が、更生援護施設を設置するには、厚生大臣の認可を要するのであるが、その更生援護施設の内の中途失明者更生施設なり、収容授産施設なりと、その種類を明示し、その計画を具して個々に大臣の認可を得るのである。その認可を得た後において、単独にその施設の性格(第二十九条から第三十四条まで)を変更したり、その運営について、第十七条第一項第三号に違反してその利用又は収容を拒否したりする場合においては、認可処分を行った厚生大臣は、その認可を取消すことができる。又都道府県知事も市町村設置の当該施設について前述の如き行為があったときは同様に認可を取消すことができる。
- (2) 認可取消の効果としては、その施設はその法律に言う更生援護施設ではなくなり、必然的に費用の国庫負担なり都道府県の負担なりがそれぞれなくなる結果となる。更に本条第二項の如き事業の停止、施設の廃止命令を出される如き事態に発展することもありうる。
- (3) 第二項については、第三十八条に規定する私的施設も都道府県知事の監督を受けるものであれば、その運営について著しく不当の点があるときは監督官庁としての知事はこれに事業の停止又は施設の廃止を命ずる権限がなくてはならない。

「著しく不当」とあるは、収容者の作業過重、労賃の搾取、経理の不正、正当の理由がなく 身体障害者の収容又は利用の拒否等の行為であって、社会通念に反するものである。

- (4) 第一項、第二項の処分については、いずれも身体障害者福祉審議会に諮問し、その意見をきいてからこれを行わなくてはならない。
- 第四十一条 〔この法律又はこの法律に基づいて発する命令の規定により厚生大臣又は都道府県知事のなす処分に不服のあるものは、行政庁に訴願することができる。〕
 - (1) 訴願法(明治二十三年法律第百五号)第一条においては、訴願提起を許す事項が列挙してあり(第一号から第六号)その他の事項については、特に法令に明記してあるもの丈が訴願を許される。その意味において本条が規定されたのである。
 - (2) 従来行政上の訴訟は、出訴できる場合でも行政裁判所の権限とし司法権から除外されていたのであるが、新憲法下においては、特別裁判所の設置は否定せられ(第七十六条)行政的争訟裁判も司法権の範囲に属することとなり、その処理は原則として民事訴訟法によることになった。

然し行政事件の特殊性に鑑み、行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)が制定 せられ、先ず訴願法の規定による訴願を行い、その裁決を経てから裁判所に出訴すべきもの (訴願前置主義)と規定している。但し訴願の提起後三ヶ月を経過した時又は訴願の裁決を経 ることにより著しい損害を生ずる虞のあるとき、その他正当な事由があるときは訴願の裁決を 経ないで、訴を提起することが出来る (同法第二条)。

(3) 本条と同等の規定は、児童福祉法第五十九条にあり、生活保護法施行規則の最近の改正には、 訴願ではないが一種の訴願的な、救済手続を規定している。後者は近く訴願を認める様な法の 改正が行はれるであろう。

第四十二条以下の理由書は省略し、後日附加する。

[編者注]

本資料の末尾に、この1行の断わり書きが記載されている。なお、省略された $42 \sim 53$ 条の条文 (⑦案のもの) を、参考として、以下に掲載しておく。

【参考】

- 第四十二条(租税その他の公課の非課税) 都道府県、市町村その他の公共団体は、左の各号に掲 げる建物及び土地に対しては、租税その他の公課を課すことができない。但し有料で使用させる ものについてはこの限りではない。
 - 一 主として身体障害者更生援護施設のために使う建物
 - 二 前号に掲げる建物の敷地その他主として身体障害者更生援護施設のために使う土地
- 第四十三条 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課することができない。
- 第四十四条(差押の禁止) この法律による支給金品は、既に支給を受けたものであるとないとに かかわらず、これを差押えることができない。
- 第四十五条 (罰則) 左の各号の一に該当する者は千円以下の罰金に処する。
 - 一 第十五条第三項の規定に違反した者
 - 二 第十六条第一項の規定に違反した者
 - 三 第三十八条に規定する届出を行わない者
- 第四十六条 左の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。
 - 一 詐欺その他不正な手段により、身体障害者手帳の交付を受けた者又は受けさせた者
 - 二 第四十条第二項に規定する事業の停止又は施設の廃止の命令に違反した者
- 第四十七条 第十六条第二項の規定に基く都道府県知事の命令に違反した者は、三箇月以下の懲役 又は五千円以下の罰金に処する。

附 則

第四十八条(施行期日) この法律の施行期日は公布の日から九十日以内において政令で定める。 第四十九条(地方財政法の一部改正) 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項第十四号の次に左の一号を加える。

十五 身体障害者の更生援護に要する経費

第五十条(所得税法の一部改正) 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように 改正する。

第十二条第一項に次の但書きを加える。

但し、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第 号)の規定による身体障害者で、別に政 令で定めるものについては、その所得金額から四万円を控除する。

第五十一条(厚生省設置法の一部改正) 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部

を次のように改正する。

第二十九条の表の中、中央社会事業審議会の次に左の事項を加える。

身体障害者福祉審議会 厚生大臣の諮問に応じて、身体障害者の福祉に関する事項を審議すること。

第五十二条(総理府設置法の一部改正) 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部 を次のように改正する。

第十五条の表の中、都道府県災害救助対策審議会の次に左の事項を加える。

身体障害者製作品購買審議会 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第 号)に基いて身体障害者の製作品の購買の事務につき調査審議する

第五十三条(経過規定) この法律施行の際、既に都道府県が設置している身体障害者の収容並び に授産のための施設又は義肢等の製作修理施設は、それぞれ第三十一条又は第三十二条の規定に 該当し、第二十八条第二項の規定に基いて設置されたものとみなす。

資料15 身体障害者福祉法案(⑧案~①案) 抄

[編者注]

ここには、身体障害者福祉法案のうち、前掲の資料14(「逐条理由」とその附)に示した⑦案以後の法案(⑧案~⑪案まで)を抄録の形で掲載した。なお、国会に提出された⑫案については、『官報』(国会議事録)等で参照されたい。

掲載にあたっては、それぞれの前案と異なる条項のみを抄録した。その際、前掲の 資料13(前号に掲載の各条項の変化状況)の表で、◎印の同文としたもの(微小な表現・表記上の違いは含む)を除き、その他の条項のみ掲載してある。

なお、各条文の冒頭に付した以下の記号は、前案の該当条項との変化度合いの区分を示すもので、×印の場合は前案の条文内容を註記(*印)してある。

- ○=同文ではないが基本的には同じ ◇=多少の違いはあるが大枠としては同じ
- △=大きく異なる(まったく異なる) ☆=条項の新設・追加
- ×=条項の削除・消失

資料15-(1) 身体障害者福祉法案(⑧案) 抄 (1949.9頃)

- * 謄写印刷・B5判・本文29頁 (うち末尾2頁はタイプ印書)・表紙なし・目次なし 身 体 障 害 者 福 祉 法 案
- ◇第四条(身体障害者) この法律において、身体障害者とは、左の各号の一に該当する身体上の 障害のため職業能力が損傷されている十八歳以上の者であって、その申請に基いて都道府県知 事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。
 - 一 視力障害
 - 二 聴力障害
 - 三 言語機能障害
 - 四 肢切断又は肢体不自由
 - 五 中枢神経機能障害
 - 六 結核性疾患で別に政令により定めるもの
 - 2 前項各号に掲げる障害の程度は省令でこれを定める。

- ◇第十一条(更生相談所) 前二条に規定する身体障害者福祉司の業務の処理及び身体障害者の更 生相談の利便のため、都道府県は必要の地に身体障害者更生相談所を設けなければならない。
- △第十九条(施設収容者等の保護) 身体障害者更生指導施設又は厚生大臣の指定する公共職業補 導所において更生指導又は職業補導を受ける身体障害者の生活保護については、生活保護法 (昭和二十一年法律第十九号)の定めるところによる。
- ◇第二十二条(旅客運賃の減額) 身体障害者のうち政令で定めるものが、日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十八号)に基く日本国有鉄道の運営する車両又は船舶に乗車又は乗船するときであって、介護者を同行することを必要とするものについては、日本国有鉄道は命令の定めるところにより、当該身体障害者及びその介護人の運賃を減額しなければならない。

* ⑦案の2項は削除。

- ○第二十五条(専売品販売の許可) 身体障害者が、郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に 関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)の規定に従い、郵便切手類及び印紙の売さばき人 になろうとするときであって、同胞第二条第一項に規定する資格に適合するものについては、 郵政大臣は、同条第四項の規定に拘らず当該身体障害者を郵便切手類及び印紙の売さばき人に 選定しなければならない。
 - 2 身体障害者福祉法(昭和二十 年法律第 号)の規定による身体障害者が、日本専売公 社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)に基く製造たばこの小売人の指定を申請したときで あって同法第三十一条第一項各号の規定に該当しないときは、日本専売公社は、当該身体障害 者を製造たばこの小売人に指定するように努めなければならない。
- △第二十六条(製作品の購買) 国の行政機関は自らの用に供するほうき、はたき、ぞうきんその 他命令に定める物品については盲人その他重度の身体障害者の製作したものを購買しなけれ ばならない。
 - 2 国の行政機関が前項の物品を購買するときは重度の身体障害者の援護を目的とする公益法人で厚生大臣の指定するものを通じてこれを行うものとする。
- ◇第二十七条(製作品購買審議会) 前条に規定する業務の運営を円滑ならしむるため、内閣総理 大臣の所轄の下に身体障害者製作品購買審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
 - 2 審議会は左に掲げる事項を調査審議する。
 - 一 前条第一項に規定する物品を製作する身体障害者の作業場、授産場等における製作品目、 製作設備、生産数量、所要資材等に関する事項
 - 二 前条第一項に規定する物品に対する国の行政機関の需要量及びその物品に対する予算等 に関する事項
 - 三 前条第一項に規定する物品の市場価格及び国の行政機関がこれを購買するときの適正価 格等に関する事項
 - 四 前条第二項に規定する公益法人の運営に関する事項
 - 3 審議会は前項の調査審議の結果を内閣総理大臣及び厚生大臣に報告しなければならない。
 - 4 審議会は、前条に規定する業務の運営上必要があると認めるときは、国の行政機関に対し、 勧告をすることができる。
 - 5 前各号に規定するものの外、審議会の組織その他運営に必要な事項は政令でこれを定める。
- ◇第三十六条(国の負担) 前条の規定により都道府県が支弁する費用について、国は左に掲げる ものを負担する。
 - 一 前条第一号及び第二号の費用については、その十分の五
 - 二 前条第三号及び第五号の費用中、当該施設の設置に要する費用についてはその十分の五、

その他の運営に要する費用についてはその十分の八

- 三 前条第四号の費用中、第十三条、第十四条、第十五条、第十七条及び第二十一条第一項の 行政措置に要する費用についてはその十分の五、第二十条の行政措置に要する費用について はその十分の八
- ☆第四十条〔都道府県行政の監査〕 厚生大臣は、その指定する官吏に、この法律又はこの法律に 基いて発する命令の規定による都道府県の行政を監査させることができる。
- ◇第四十一条(認可の取消等) 厚生大臣又は都道府県知事は、第二十八条第二項又は第三項の規定に基いて設置した身体障害者更生援護施設が、この法律又はこの法律に基いて発する命令若くはこれらに基いて為す処分に違反したときは、それぞれ第二十八条第二項又は第三項の規定による認可を取消すことができる。
 - 2 前項の規定により、認可を取消された施設又は第三十八条の規定する施設の運営に関し、著しく不当の行為があるときは、その施設が第二十八条第二項によるものについては厚生大臣、第二十八条第三項若しくは第三十八条によるものについては都道府県知事が、その事業の停止又はその施設の廃止を命ずることができる。
 - 3 前二項の規定により、厚生大臣又は都道府県知事が当該施設の認可を取り消し、又はその事業の停止若しくはその施設の停止を命ずるときは、それぞれ中央身体障害者福祉審議会又は地方身体障害者福祉審議会の意見を聞いて行うものとする。
- △第四十九条(施行期日) この法律は昭和二十五年四月一日から施行する。
- × *⑦案の50条(所得税法の一部改正)を削除
- △第五十一条(生活保護法の一部改正) 生活保護法を(昭和二十一年法律第十九号)の一部を次のように改める。
 - 第二十一条第二項の次に、次の一項を加える。
 - 2 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第 号)に規定する身体障害者更生援護施設又は 同胞第十九条の規定により厚生大臣が指定する公共職業補導所において、更生指導又は職業補 導を受ける身体障害者の保護に要する費用は、その者の居住地の都道府県の負担とする。
 - 第二十五条を次のように改める。
 - 第二十五条(費用の繰替支弁等) 第二十一条及び第二十二条の規定により都道府県が負担 する費用は、保護を行った地の市町村が、一時これを繰替支弁しなければならない。但し第 二十一条第三項の規定による費用の支弁についてはこの限りではない。
 - 3 第二十一条第三項の規定により都道府県が負担する身体障害者の保護に要する費用は、同項 に規定する施設の所在地の都道府県が一時これを繰替支弁しなければならない。
- 資料15-(2) 身体障害者福祉法案 (⑨案) 抄 (1949.10頃)
 - * 謄写印刷・B5判・本文24頁・表紙なし・目次なし、「第九次案」などの書込みあり 身 体 障 害 者 福 祉 法 案
- ◇第四条(身体障害者) この法律において、身体障害者とは、左の各号の一に該当する身体上の 障害のため職業能力が損傷されている十八歳以上の者であって、その申請に基いて都道府県知 事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。
 - 一 視力障害
 - 二 聴力障害
 - 三 言語機能障害
 - 四 肢切断又は肢体不自由

五 中枢神経機能障害

- 2 前項各号に掲げる障害の程度は省令でこれを定める。
- △第五条(施設) この法律において身体障害者福祉施設とは、この法律に基いて国又は地方公共 団体が設置する身体障害者更生援護施設、中途失明者更生施設、身体障害者収容授産施設、義 肢要具製作施設、点字図書館及び点字出版施設をいう。
 - 2 この法律において医療保健施設とは、厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)に基 く国立病院及び国立療養所、保健所法(昭和二十二年法律第百一号)に基く保健所その他医療 法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する病院又は診療所をいう。
- × *8案の19条(施設収容者等の保護)を削除
- △第二十四条(専売品販売の許可) 身体障害者が、たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号) に基く製造たばこの小売人の指定を申請したときであって同法第三十一条第一項各号の規定 に該当しないときは、当該身体障害者を製造たばこの小売人に指定するように努めなければならない。
- × *®案の40条〔都道府県行政の監査〕を削除
- × *8案の51条(生活保護法の一部改正)を削除

資料15-(3) 身体障害者福祉法案(⑩案) 抄 (1949.10頃)

* 資料原本は、前掲15-2の⑨案(謄写印刷)にペン字で修正の書込みをしたもの、 その原本冒頭に「訂正済正文/(GS提出のもの)」との書込みあり

身体障害者福祉法案

- ○第三十九条(認可の取消等) 厚生大臣又は都道府県知事は、第二十八条第二項又は第三項の規定に基いて設置した身体障害者更生援護施設が、この法律又はこの法律に基いて発する命令若くはこれらに基いて為す処分に違反したときは、それぞれ第二十八条第二項又は第三項の規定による認可を取り消すことができる。
 - 2 都道府県知事は、第三十七条に規定する施設の運営に関し、著しく不当の行為があるときは、その事業の停止又はその施設の廃止を命ずることができる。
 - 3 前二項の規定により、厚生大臣又は都道府県知事が当該施設の認可を取消し、又はその事業の停止若しくはその施設の停止を命ずるときは、それぞれ、中央身体障害者福祉審議会又は地方身体障害者福祉審議会の意見を聞いて行うものとする。
- ○第五十一条(経過規定) この法律施行の際、現に都道府県が設置している身体に障害のある者の収容並びに授産のための施設又は義肢等の製作修理施設は、第二十七条第二項の規定に基いて設置された身体障害者収容授産施設又は義肢要具製作施設とみなす。

資料15-(4) 身体障害者福祉法案(印案) 抄 1949.11 頃

- * タイプ印刷・B5判・本文30頁・表紙(目次)あり、本文中(別表部分)に書込みあり 身 体 障 害 者 福 祉 法 案
- △第四条(身体障害者) この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害のため職業能力が損傷されている十八歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。
- ◇第十五条(身体障害者手帳) 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。
 - 2 前項の規定により都道府県知事が医師を定めるときは、厚生大臣の定めるところに従い、且

- つ、その指示に当っては、地方身体障害者福祉審議会の意見を聞かなければならない。
- 3 第一項に規定する医師が、その身体に障害のある者に診断書を交付するときは、その者の障害が別表に掲げる障害に該当するか否かについて意見書をつけなければならない。
- 4 都道府県知事は、第一項の申請に基いて審査し、その申請者が第四条前段の規定に該当すると認めたときは、身体障害者手帳を交付しなければならない。
- 5 前項に規定する審査の結果、その申請者が、第四条前段の規定に該当しないと認めたときは、 都道府県知事は、理由を附してその旨を申請者に通知しなければならない。
- 6 身体障害者は、その身体障害者手帳を他人に譲渡又は貸与してはならない。
- 7 前各項に定めるものの外、身体障害者手帳に関し、必要な事項は、中央身体障害者福祉審議 会の意見を聞いて、省令で定める。
- ◇第十六条(身体障害者手帳の返還) 身体障害者が別表に掲げる障害を有しなくなったとき、又 は死亡したときは、それぞれその者又はその者の親族若しくは同居の縁故者は、すみやかに身 体障害者手帳を都道府県知事に返還しなければならない。
 - 2 都道府県知事は、左の場合には、身体障害者に対し身体障害者手帳の返還を命ずることがで きる。
 - 第十八条の規定による診査の結果、その障害が別表に掲げるものに該当しないと認めたと
 - 二 身体障害者が正当の理由がなく、第十八条の規定による診査を拒み又は忌避したとき
 - 三 身体障害者が更生の能力がありながら、こじき、募金その他正常でない行為によって生活していると認めたとき
 - 四 身体障害者がその身体障害者手帳を他人に譲渡し又は貸与したとき
 - 3 都道府県知事は、前項の規定による処分をするには、文書をもって、その理由を示さなければならない。
- ☆第十七条〔手帳返還時の聴聞〕 都道府県知事は、前条二項の規定により身体障害者手帳の返還を命じようとするときは、その者又はその者の代理人の出頭を求めて聴聞を行わなければならない。
- × *⑩案の21条(旅客運賃の減額)を削除
- ○第二十二条(売店の設置) 国又は地方公共団体の設置した事務所その他の公共的施設の管理者は、身体障害者からの申請があったときは、その公共的施設内において、新聞、書籍、たばこ、事務用品、食料品その他の物品を販売するために、売店を設置することを許すように努めなければならない。
 - 2 前項の規定により公共的施設内に売店を設置することを許したときは、当該施設の管理者は、その売店の運営について必要な規則を定めて、これを監督することができる。
 - 3 第一項の規定により、売店を設置することを許された身体障害者は、病気その他正当な理由 のある場合の外は、みずからその業務に従事しなければならない。
- ○第二十四条(専売品販売の許可) 身体障害者が、たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号) に基く製造たばこの小売人の指定を申請したときであって同法第三十一条第一項各号の規定 に該当しないときは、日本専売公社は、当該身体障害者を製造たばこの小売人に指定するよう に努めなければならない。
 - 2 第二十二条第三項の規定は、前項の規定により、小売人に指定された身体障害者について準 用する。
- ○第二十五条(製造品の販売〔購買〕) 盲人その他の身体障害者で政令で定めるものの援護を目的

とする公益法人で厚生大臣の指定するものは、その援護する身体障害者の製作したほうき、はたき、ぞうきんその他政令で定める物品について、国又は地方公共団体の行政機関に対し、購買を求めることができる。

- 2 国又は地方公共団体の行政機関は、前項の規定により当該物品の購買を求められた場合において、その求めに応じなければならない。但し、前項の公益法人からその必要とする数量を購買することができないときは、この限りでない。
- 3 国の行政機関が、前二項の規定により当該物品を購買するときは、第一項の公益法人の受註、納入等を円滑ならしめることを目的とする公益法人で厚生大臣の指定するものを通じて行うことができる。
- 4 第一項に規定する政令を制定するには、あらかじめ中央身体障害者福祉審議会の意見を聞かなければならない。
- ◇第二十七条(施設の設置) 国は、身体障害者更生援護施設を設置しなければならない。
 - 2 都道府県は、厚生大臣の認可を受けて、身体障害者更生援護施設を設置することができる。
 - 3 市町村は、都道府県知事の認可を受けて、身体障害者更生援護施設を設置することができる。
 - 4 身体障害者更生援護施設には、身体障害者の更生援護の事務に従事する者の養成施設(以下 (養成施設という。)を附置することができる。但し、都道府県又は市町村がこれを附置する場合には、それぞれ、厚生大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。
 - 5 厚生大臣又は都道府県知事は、当該施設が第二十八条の規定による基準を満たす場合には、 認可を与えなければならない。
- ☆第二十八条(施設の基準) 厚生大臣は、中央身体障害者福祉審議会の意見を聞き、身体障害者 更生援護施設及び養成施設の設備及び運営について、基準を定めなければならない。
- ◇第四十条(認可の取消等) 身体障害者更生接護施設又は養成施設について、その施設若しくは 運営が第二十八条の規定による基準にそわなくなったと認められ又は法令の規定に違反する と認められるときは、都道府県の設置したものについては厚生大臣、市町村の設置したものに ついては都道府県知事が、身体障害者福祉審議会の意見を聞いて、それぞれ、第二十七条の規 定による認可を取り消すことができる。
 - 2 都道府県知事は、第三十八条に規定する施設について、その施設について、その設備が著しく不完全であると認められ、又はその運営が身体障害者の福祉を害し若しくは法令に違反したと認められるときは、地方身体障害者福祉審議会の意見を聞いて、その業務の停止又はその施設の廃止を命ずることができる。
 - 3 厚生大臣又は都道府県知事は、前二項の規定による処分をするには、文書をもって、その理由を示さなければならない。
- ◇第四十一条〔認可取消処分時の聴聞〕 都道府県知事は、前条第二項の規定による処分をしようとするときは、当該施設の設置者又は管理者の出頭を求めて聴聞を行わなければならない。
 - 2 前項の聴聞をするには、処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所をその期日の十日前までに、当該施設の設置者に通告しなければならない。
 - 3 聴聞においては、当該施設の設置者又は管理者は、自己のために釈明し、且つ、証拠を提出することができる。
 - 4 都道府県知事は、当該施設の設置者又は管理者が正当な理由がなくて聴聞に応じなかったときは、聴聞を行わないで前条第二項の規定による処分をすることができる。
- ○第四十二条(訴願) この法律又はこの法律に基いて発する命令の規定により厚生大臣又は都道 府県知事のした処分に不服がある者は、訴願法(明示二十三年法律第百五号)の定めるところ

により、その処分を受けた日から六十日以内に、厚生大臣の処分については厚生省に、都道府 県知事のした処分については厚生大臣に、それぞれ訴願をすることができる。

☆第五十条(国有鉄道運賃法の一部改正) 国有鉄道運賃法(昭和二十三年法律第百十二号)の一 部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

- 第五条の二 前三条の運賃は、政令の定める身体障害者で介護者を同行しなければ乗車又は乗 船することの困難な者が介護者を同行する場合には、当該身体障害者及び介護者につきそれ ぞれ半額とする。
- ◇第五十四条(経過規定) 都道府県は、この法律施行の際、現に設置している身体に障害のある 者の収容及び授産のための施設又は義肢等の製作修理施設につき、この法律施行後六十日以内 に、第二十七条第二項の規定による認可の申請をしなければならない。
 - 2 前項の施設は、この法律施行後同行の申請をするまでの間及び当該申請に対する処分のあるまでの間は、第二十七条第二項の規定に基いて設置された施設とみなす。

☆別 表(身体障害者の範囲)

- 一 視力障害
 - 1 両耳の聴力 (万国式試視力表により、測定したものをいい、屈伸以上のある者については 矯正視力についてその測定をしたものをいう。以下同じ。) が○・一以下で、症状の固定し たもの
 - 2 一眼が失明し、他眼の視力が○・六以下で、症状の固定したもの
- 二 聴力障害
 - 1 両耳の聴力が四十センチ・メートル以上の距離において普通の話声が了解できない程度以上の障害で、登場の固定したもの
- 三 言語機能障害
 - 1 言語機能の喪失その他その著しい障害で、症状の固定したもの
- 四 肢切断又は肢体不自由
 - 1 両上肢又は両下肢の機能の喪失
 - 2 両上肢を腕関節以上で又は両下肢を足関節以上を失ったもの
 - 3 一上肢若しくは一下肢の機能を全く失い又は一上肢若しくは一下肢の三大関節のうち二関 節以上の機能を失ったもの
 - 4 一上肢を腕関節以上で又は一下肢を足関節以上で失ったもの
 - 5 一手のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を含めて三指以上を失ったもの(おや指については指関節その他のものについては第一関節以上を失ったものをいう。
 - 6 一手のおや指又はひとさし指を含めて四指以上の機能を失ったもの
 - 7 両足又は一足をリスフラン関節以上で失ったもの
 - 8 せき柱に障害があるもので厚生大臣の指定するもの
 - 9 胸郭に変形があるもので厚生大臣の指定するもの
 - 10 骨盤に変形があるもので厚生大臣の指定するもの
 - 11 軟部組織のはんこん、欠損等により運動機能に著しく障害のあるもので厚生大臣の指定するもの
 - 12 前各号に掲げるものの外、障害の程度が前各号に準ずると認められるもの
- 五 中枢神経機能障害

- 1 常に就床を要し複雑な介護を要するもので回復の見込のないもの
- 2 半身付随で回復の見込のないもの

[編者注] 本資料には、末尾頁に以下の「理由」が添付されているので、掲載しておく。

理 由

身体障害者の更生を援助し、その更生のために必要な保護を行い、もって身体障害者の福祉を図 る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(2009年5月11日受領)